今後の看護職員確保対策について(案)

1 取組の方向性

《目標を達成するための施策》

高度急性期から在宅医療、また介護・福祉分野など幅広い領域において、よりよい看護が提供できるよう、偏在の解消や専門性を有する看護職員の確保に係る取組を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることができるよう、働き方改革を推進し、定着を促進する。

特に、令和6(2024)年度からの3年間は、地域における訪問看護の需要の 増大に対応するため、訪問看護に従事する看護職員の確保対策に注力すること とする。また、在宅医療等を支える看護師や感染症の発生・まん延時に迅速か つ的確に対応できる看護師を地域で計画的に養成していくため、看護師が特定 行為研修を受講できるよう取組を進める。

1. 人材確保対策

- ①新規養成者の確保
 - 少子化の進行等により、看護師等学校養成所の入学者の確保が困難になり つつあることから、多様な場で働く看護職員の魅力についての普及啓発(み え看護フェスタの開催、学生募集用冊子の発行等)や看護体験等を実施する ことで、看護師等学校養成所の入学者の確保に努める。
 - 看護師等学校養成所の運営を支援するとともに、教員向けの研修を継続することによって、教員の資質向上を図り、より質の高い看護職員の養成を支援する。
 - 実習指導者講習会の実施によって、看護師等養成所における臨地実習先の 指導者の養成を行う。
 - 看護職員修学資金貸与制度の運用を通じて、将来県内医療機関や介護施設等で勤務する看護職員の確保を図る。

②潜在看護職員の復職支援

- 県広報等を活用して、離職時の届出制度、ナースセンターの無料職業紹介 事業の普及啓発を図る。
- ナースセンターによる無料職業紹介や届出制度のほか、「マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム」によって把握した求職者等に対して情報発信を行うとともに、マッチング率を向上するための要因分析を行い、求人施設に対しても情報発信を行う。
- ハローワークと連携し、就職相談会や復職支援研修等を実施する。

③介護福祉分野で働く看護職員の確保および看護管理者の配置

○ みえ看護フェスタや学生募集用冊子等による普及啓発時に、介護福祉分野 で働く看護職員の仕事紹介等を入れ込む。 ○ 就職後のギャップの解消を図るため、復職支援研修や在宅医療分野における看護職員育成研修に、介護福祉分野における研修や現場実習を取り入れる。

④退職後の看護職員が活躍できる仕組み

○ 少子化による労働力人口の減少の中、退職した看護職員が活躍できるよう、 まもなく定年を迎える看護職員に対し、定年後の働き方等に関する研修を実 施し、再就職を促すとともに、退職後も看護職員が働きやすい環境づくりを 促す。

⑤新人看護職員の基本的臨床実践能力の獲得支援

○ 新人看護職員のリアリティショックによる離職を防ぐため、多施設合同研修等による新人看護職員同士の交流会を行うほか、医療機関による研修の実施を支援する。

2. 定着促進対策

- ①医療勤務環境の改善
 - ナースセンターおよび医療勤務環境改善支援センターの活動を充実し、医療機関の主体的な取組を通じて、県内医療機関の勤務環境改善に努める。
 - 若手職員の定着を図るため、医療機関等における院内保育の充実に向けた 取組を進める。
- ②「女性が働きやすい医療機関」認証制度の推進
 - 三重県独自の取組である認証制度を推進し、応募をきっかけに各医療機関 が自主的に勤務環境改善に取り組むことができるよう、積極的に支援する。

3. 資質向上対策

- ①訪問看護職員の育成
 - 訪問看護総合支援センターにて訪問看護ステーションに係る相談対応、在 宅介護関係者・住民への普及啓発、小規模ステーションの運営の安定化・効 率化を図るためのアドバイザーの派遣、調査、研修、看護人材の確保・養成 を行う。
 - 訪問看護職員の育成を図るため、訪問看護の経験が浅い訪問看護ステーションの看護職員に対し、訪問看護ケアの知識・技術を習得するための研修や、訪問看護管理者の資質向上を図るための研修を実施する。
 - 訪問看護ステーションの<u>看護職員</u>が高度な医療処理における看護ケアの 知識・技術を習得するための研修や、医療機関の<u>看護職員</u>が退院支援・地域 連携に関する知識を習得することを目的とした研修等を実施する。
 - 新任期訪問看護職員の雇用を促進するため、新任期訪問<u>看護職員</u>の育成に 係る人件費等の補助を行う。

②特定行為研修修了者の養成

○ 特定行為研修修了者を確保するため、制度の周知や研修の受講支援を行う とともに、県内で受講できる場の拡大に向けて関係機関等と協議を進める。

③新興感染症等の感染拡大時における対応力の向上

○ 新興感染症等の感染拡大防止を図るため、感染管理認定看護師の養成や感 染管理認定看護師間の連携体制の構築を支援する。

④地域包括ケアの基盤を支える人材養成

○ 病院<u>看護職員</u>と訪問<u>看護職員</u>が互いの現場を経験し、多職種との連携も含めて入院から退院後までの流れを十分に理解・習得できる研修を実施する。

⑤看護管理者の育成

○ 看護職員のキャリア支援や勤務環境改善の取組の推進者である看護管理者のマネジメント能力の向上を図るため、看護管理者を対象に、研修や他施設との情報共有の場を設けることによって、各医療機関等が主体的に看護管理者の育成に取り組むことができるよう支援する。

⑥プライマリ・ケアエキスパートナースの育成

- 医療過疎地域で活躍が期待されている、プライマリ・ケアエキスパートナース*の養成を支援する。
 - ※身近にあって何でも相談にのり、総合的な看護を提供し、多職種と連携しつつ地域に貢献できる高度な知識・技術・態度を修得した看護師

4. 助産師確保対策

①学生の養成確保

○ 助産師養成所在学生を対象とした修学資金貸与制度を運用することにより、県内定着を促進する。

②定着促進

○ 新人助産師に対し、新人看護職員研修のみでは習得が困難である助産技術やウィメンズへルスケア等に関する知識・技術の修得を支援するため、研修会を開催する。

③資質向上

- 自施設のみでは獲得が難しい助産実践能力の向上を図るため、助産師出向 支援導入事業を実施するとともに、出向元施設が増加するよう、県内医療機 関への働きかけを行う。
- 妊産婦の多様なニーズに応え、地域における安心・安全なお産の場を提供するために、助産実践能力の向上および最新の周産期医療や看護の知識を得られるよう支援する。